



2024年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エス・ビー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 雅 彦
(コード番号：3480 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 財 務 本 部 長 大 仲 賢 一
(TEL. 075-341-2728)

2024年10月期決算発表の延期に関するお知らせ

当社は、2024年12月13日に予定しておりました2024年10月期決算発表を延期することといたしましたので、お知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 決算発表延期の理由

当社は、2024年9月13日開催の取締役会において、常勤監査役より会社法第382条に基づく報告として、当社取締役の経費使用に関し疑義が生じている旨の報告を受け、同日付で、外部専門家及び独立社外役員で構成される特別調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。

2024年11月21日付で特別調査委員会からの調査報告書を受領しましたが、調査の過程において当初想定されていた範囲を超える事実が認識されたことから、それらを踏まえ追加調査の要否・範囲を含め対応を慎重に検討しており、本件が当社の業績に与える影響を反映した決算数値の確定及び会計監査人による当社の内部統制も含めた追加的監査手続には相応の時間を要する見込みとなったことから、2024年10月期決算発表を延期することといたしました。

2. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「特別調査委員会より受領した調査報告書の要約」をご覧ください。なお、要約の公表に際しては、個人情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を行っております。

3. 再発防止策

当社は、特別調査委員会の調査結果及び提言を真摯に受け止め、今後、再発防止策を策定し、取り組んでまいりる予定です。具体的な再発防止策につきましては、策定次第速やかにお知らせいたします。

4. 今後の見通し

延期後の2024年10月期の決算発表日につきましては、決定次第、速やかに公表いたします。

以 上

2024年12月13日

株式会社ジェイ・エス・ビー

第1 本調査の概要

1 委員会設置の経緯

当社の専務取締役であった a 氏が海外視察・研修に家族を同伴し、その費用を当社に負担させているとの情報が入ったことから、当社は、監査役による調査を経て、本年9月13日、定時取締役会において、当社から独立した中立かつ公正な外部専門家並びに独立社外役員で構成される調査委員会（以下「委員会」）を設置し、調査（以下「本調査」）を行った。

委員会は、委員長の北田幹直・弁護士（元大阪高等検察庁検事長）、委員の上願敏来・税理士（当社独立社外監査役）及び委員の林谷浩二・弁護士（元東京地方検察庁検事）で構成された。また、委員会は、ひふみ総合法律事務所の弁護士4名を補助者として選任した。

2 本調査の目的

本調査の目的は以下のとおりである。

- ① a 氏による視察、研修における経費の不正使用の疑いに係る事実関係の調査
- ② a 氏の経費使用に係るその他の不正行為の有無に関する調査
- ③ 上記①②に関する原因究明及び再発防止策の提言
- ④ その他委員会が当社と協議の上、必要と認めた事項

3 本調査の対象期間及び調査方法

委員会は、a 氏が取締役就任した2019年1月以降現在までを主な調査対象期間として、関係資料の精査、ヒアリング、デジタルフォレンジック等による調査を実施した。なお、本調査は、2の目的を達成するためのものであって、あくまで関係者の任意の協力を前提とし、時間的制約がある中で行われたこと等に起因する限界が存在する。

第2 本調査の結果

1 a 氏らの家族の旅費の負担

調査対象期間中に当社が a 氏の家族の旅費を負担した出張、視察旅行、慰安旅行等は、2019年8月から2024年8月までで計18件（国内14件、海外4件）存在し、これによる当社の負担総額は16,993,111円であった。なお、調査の過程では、上記18件のうち、常勤取締役らによる慰安旅行としての性質を有する6件に関して、a 氏以外の役員及び元役員計6名（b 氏、c 氏、d 氏、e 氏、f 氏及びg 氏）の家族の旅費を当社が負担していたことが確認されており、その負担総額は3,440,677円であった。

これらは、会社法上及び税法上の問題を生じさせるものである。

a 氏は、かつて当社の代表取締役であった h 氏や b 氏との間で、宿泊を伴う出張には家族

同伴を可能とする旨の約束を交わしていたと述べているが、少なくとも、決裁資料に家族同伴の旨を記載しないことが、税法上の問題を生じさせ得ることや、本来とるべき社内手続の逸脱となることを認識しており、かつ上記 18 件の企画や手配を担っていた秘書室を所管する立場としてそのような運用を止めさせるべき立場にあったにもかかわらず、そのような運用を容認し、継続させており、さらに、一部の事案については、家族分の旅費に相当する支出について取引先等の第三者の氏名（偽名）を用いて稟議・経費申請を行うことを承認・了承していたものと認められ、本来果たすべき職責を果たしていたとは到底言えず、他の常勤取締役と比較して、その責任は重い。

また、その他の現常勤取締役である d 氏、e 氏及び f 氏は、決裁資料の記載を改めさせ、とるべき手続をとらせる（あるいは、家族の同伴自体を止めさせる）ことができる、又は期待される立場にあったにもかかわらず、それをしていなかったものと認められ、取締役として本来果たすべき職責を尽くしていたとはいえない。

2 その他経費使用

当社内に保管している金券類の在庫棚卸しを実施した結果、少なくとも、旅行券、QUO カード、商品券等、総額 13,213,500 円（枚数 計 4,900 枚）の簿外在庫の存在が確認された（本年 9 月 25 日時点）。このような簿外の金券類が発生した主たる要因は、a 氏が所管する秘書室が、接待交際費、福利厚生費、広告宣伝費等として金券類を購入する際に、a 氏の指示又は意向を受けて、実際に必要と見込まれる数量を大きく上回る過剰な数量を申請して購入していたため、使用されなかった分が簿外資産となっていたことにある。

また、当社内外に存在するワインセラーにおけるワイン在庫の棚卸しを実施した結果、計 2783 本、購入価格ベースで計 39,656,867 円分のワイン在庫が確認されたが、このうち、784 本、購入価格ベースで計 32,382,565 円分が、簿外資産となっていることが判明した（2024 年 10 月 31 日時点）。このような簿外のワインが発生した主たる要因は、a 氏が所管する秘書室が接待・贈答に際して必要と見込まれる数量を上回る数量を申請して購入したり、接待先・贈答先が具体的に決まっていなくてもにもかかわらず、特定の接待・贈答に使用することを前提に稟議申請して購入したりしており、使い切らずに在庫が生じた場合等においても、秘書室から経理部に対して必ずしも報告されていなかったことにある。

これらは、会社法上及び税法上の問題を生じさせるものである。

a 氏は、社内決裁手続を経ることなく自らの判断でこれらの簿外の金券類やワインを使用していたものであるところ、このような運用が税法上の問題を生じさせ得ることや、本来とるべき社内手続の逸脱となることを認識しており、かつ秘書室を所管する立場としてそのような運用を止めさせるべき立場にあったにもかかわらず、そのような運用を容認し、継続させていたものと認められ、その責任は重い。

他方、その他の現常勤取締役である d 氏、e 氏及び f 氏は、このような問題があることを認識していたとはいえず、問題に気づくことが容易であったともいえない。

第3 発生原因・要改善点

発生原因及び要改善点としては、主に以下の各事項が挙げられる。

- ① a氏における上場企業取締役としてのコンプライアンス意識の欠如
- ② 他の常勤取締役における上場企業取締役としてコンプライアンス意識の不足
- ③ オーナー企業意識の残存によるコーポレートガバナンス上の問題
- ④ 情実が生じ易い大株主とa氏の関係性
- ⑤ 過去から続く内部統制の不備

第4 再発防止策

再発防止策としては、主に以下の各事項が挙げられる。

- ① 上場企業取締役としてのコンプライアンス意識の向上
 - ・ 適切な常勤取締役候補者の選定
 - ・ コンプライアンスの観点から適格な社外取締役の登用等、社外役員の活用
 - ・ 常勤取締役と社外取締役・監査役会との緊密な連携
 - ・ 常勤取締役に対する継続的な研修・教育の実施
- ② ガバナンス機能の一層の向上（指名委員会・報酬委員会の活性化・透明性の確保等）
 - ・ 指名委員会・報酬委員会の活性化を通じたガバナンスの透明化
 - ・ コンプライアンス委員会・内部通報窓口等の活性化によるコンプライアンスの向上
- ③ 監査機能の増強
- ④ 大株主等との適正な距離の確保
- ⑤ 不適切な内部統制の運用の継続がないかの点検・改善
 - ・ 稟議起案者における適切な申請処理の徹底
 - ・ より実効的な稟議基準、承認権限等への見直し
 - ・ 承認権者・確認者における確認・モニタリングの強化
 - ・ 稟議承認後の対応
- ⑥ 会社法、会計税務上の処理の正常化と再発防止のためのルール化・研修

以上